

農地所有適格法人報告書（記載例）

農事組合法人の例

令和 年 月 日

世羅町農業委員会会長 様

【確認ポイント1】

法人形態が次の①から③のいずれかであることと、添付していただく定款で法人目的を確認します。

- ①農事組合法人（農業経営を行うもの）
- ②株式会社（株式の譲渡制限をしているもの）
- ③持分会社

法人名 農事組合法人〇〇ファーム ⑩

代表者の氏名 代表理事 世羅太郎

主たる事務所の所在地 世羅町〇〇 123番地1

代表者の住所 世羅町〇〇 123番地1

電話番号 (0847) 22-5301

1 法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積（単位：㎡）

○所有農地の有無（有・無）

田	畑	採草放牧地	計	備 考 欄
100,000			100,000	自己所有、利用権設定の農地の面積を記載
(うち、主たる事務所が所在する市町村以外に権利を有するもの) 農地所在市町村名：(〇〇市)				
ない場合は記入なし				

※以下、「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、所有農地がある場合にのみ、記載してください。

2 事業の状況

年度	農業 売上高(円)	金額は、関連事業も含む額の合計で記載してください。		農業に該当しない事業 売上高(円)
		農畜産物名	関連事業等名	
2年前（実績）	20,000,000	米	農作業受託	農業に該当しない事業がある場合、売上高と事業名を記載してください。
1年前（実績）	20,000,000	米	農作業受託	農産物売上の50パーセント以上を占める主なものを記載してください。 (例：米) 50パーセントに満たない場合、上位3位までを記載してください。
報告対象年度（実績）	20,000,000	米	農作業受託	【確認ポイント2】 「農業に該当しない事業」がある場合、農業の売上が総売上の過半を占めているかを確認します。
翌事業年度の計画	20,000,000	米	農作業受託	

3 構成員全ての状況

(1) 農業関係者（農地の権利設定状況や法人の農業への従事日数を記載してください。

団体、農業協同組合、

※別紙として作成済資料（総会資料等の写しで把握できるもの）の添付でも可

氏名・名称	住所又は 主たる事務所 の所在地	国籍等		議決権 の数	構成員が個人の場合は 以下のいずれかの状況				備 考 (農業関係 者となる 事由)
		在留資格又 は特別永住 者	法人への農地等の 権利設定・移転		年間農業 従事日数				
			権利の 種類		面積(㎡)	前年 実績	見込		
世羅 太郎	南北町大字 南北2345	日本		500	所有権 賃借権	4,000 3,500	300	300	イ、二、ホ 中間管理機構
広島 三郎	南北町大字 南北3456	日本		400	使用貸借権	3,000	150	200	ロ、ホ
基町 一郎	南北町大字 南西4567	日本		300	使用貸借権	2,000	151	200	二、ホ 中間管理機構
大手町 花子	南北町大字 北東5678	日本		300	使用貸借権	1,000	60	100	ロ

※法人の常時従事者の判定については、原則年間150日以上法人の農業（農作業以外の法人業務含む）に従事、【※詳細は、最終欄へ記載】60の場合があります。

特別永住者」欄は、法人が農地を所有資総額の100分の5以上に相当する出ても同じ）。用語の定義については、

【確認ポイント3】

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名・名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

次の①から④のもので、議決権が2分の1を超えていることを確認します。

- ①法人に農地を提供した個人
- ②法人の常時従事者
- ③法人に農作業委託している。
- ④農地中間管理機構、農協など

上記の例では、4/4

(3) 議決権の状況

区分	数	割合(%)
法人の議決権の総数	1500	100
(1)の構成員の議決権の数	1500	100
(2)の構成員の議決権の数	0	0

【確認ポイント4】

理事等の過半が法人の従事常時、かつ、理事等、又は重要使用人のうち1名以上が農作業に60日以上従事していることを確認します。

4 理事等及び重要使用人の状況

(1) 理事等の農業（労務管理や市場開拓等も含む）・農作業への従事状況

※別紙として作成済資料（総会資料等の写しで把握できるもの）の添付でも可

氏名	住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	構成員	役職	年間農業従事日数			
						実績	見込	実績	見込
世羅 太郎	南北町大字南北2345	日本		○	代表理事	300	300	150	150
広島 三郎	南北町大字南北3456	日本		○	理事	150	200	150	200
基町 一郎	南北町大字南西4567	日本		○	理事	151	200	120	170

※「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が農地を所有している場合にのみ記載してください

(2) 法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人のうち農作業に従事する者

氏 名	住 所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	年間農業従事日数			
					うち農作業従事日数			
					実績	見込	実績	見込

※ (1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください（記載する場合も、「国籍等」「在留資格又は特別永住者」欄は、法人が農地を所有している場合にのみ記載）。

その法人の農業に必要な総労働日数
(年間365日が最大、延日数ではない。)

(3) 農作業への従事状況

該当する期間を「←→」で示して、年間農業従事日数を記載してください。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
法人が農業を行う期間			←									→
	年275日											
うち必要な農作業の期間			←							→		
	年190日											
(1)(2)の者が農作業に 常時従事する期間 (前年実績)			←							→		
世羅 太郎	年150日											
広島 三郎			←							→		
	年150日											
基町 一郎			←							→		
	年120日											
(許可後の見込み)												
	年 日											

理事等の農作業の前年実績を4(1)の表から転記し、主に農作業している期間を左←→で示してください。
最長日数の理事等を記載してください。

その法人の農業に必要な総労働日

6 その他参考となるべき事項

農作業を行う期間は、冬場は、精米、販売を行っているため一年中とした。
農作業の期間は、育苗（種まき）から刈取、脱穀乾燥、貯蔵の期間とした。
その他、別紙のとおり

法人の農業の常時従事者及び農作業の判定について

1. 法人の農業の常時従事について

法人の行う農業に常時従事するもの（以下「常時従事者」という。）の判定については、次のいずれかに該当することと定められています。

- ① その法人の行う農業に年間150日以上従事すること。
- ② その法人の行う農業に従事する日数が年間150日未満の者にあつては、その日数がアの算式により算出される日数（60日未満の場合は60日）以上であること。
- ③ その法人の行う農業に従事する日数が年間60日未満の者にあつては、その法人に農地を提供しており、かつ、その法人の行う農業に従事する日数がア又はイの算式で算出される日数のいずれか大きい方の日数以上であること。

アの計算

$$L \div N \times 2 \div 3$$

N は、その法人の構成員数

L は、その法人の事業に必要な年間総労働日数

イの計算

$$L \times a \div A$$

A は、その法人の耕作又は養畜の事業に供している農用地等の面積

a は、その構成員がその法人に提供している農地等の面積

2. 理事等の農作業従事について

常時従事者である理事等又は使用人（その法人の行う農業に従事する権限及び責任を有するものをいう。）のうち1名以上の者が、その法人の行う農業の農作業に次の日数以上従事することが定められています。

- ① 年間60日以上
- ② 理事又は使用人がその法人の行う農業に年間従事する日数の2分の1を超える日数のうち最も少ない日数が60日未満の場合は、その日数